

令和4年度答申第68号
令和5年2月7日

諮問番号 令和4年度諮問第63号（令和4年12月8日諮問）
審査庁 財務大臣
事件名 製造たばこの小売販売業の許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A財務局長（以下「処分庁」という。）が、たばこ事業法（昭和59年法律第68号。以下「法」という。）22条1項に基づき、B社（以下「本件会社」という。）に対する製造たばこの小売販売業の許可処分（以下「本件許可処分」という。）をしたところ、本件許可処分に係る本件会社の営業所の近隣で同小売販売業を営む審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、本件許可処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）小売販売業の許可について

法22条1項は、製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所ごとに財務大臣の許可（以下「小売販売業の許可」という。）を受けなければならない旨規定する。

法23条3号は、財務大臣は、営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であると

きは、小売販売業の許可をしないことができる旨規定する。

たばこ事業法施行規則（昭和60年大蔵省令第5号。以下「規則」という。）20条2号は、上記の財務省令で定める場合として、予定営業所（許可申請に係る営業所をいう。以下同じ。）と最寄りの小売販売業者（小売販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の営業所との距離が、財務大臣の定める場合を除き、予定営業所の所在地の区分ごとに、25メートルから300メートルまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合を掲げる。

（2）小売販売業の許可の事務について

法43条1項は、財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本たばこ産業株式会社（以下「事務委任会社」という。）に取り扱わせることができる旨規定する。

たばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）7条1号は、財務大臣が事務委任会社に取り扱わせる事務は、小売販売業の許可に関する事務のうち財務省令で定める事務とする旨規定する。

規則37条1項1号は、上記の財務省令で定める事務として、小売販売業の許可の申請の受理に関する事務及び当該受理に係る許可の申請に関し許可の基準に適合するか否かの調査に関する事務を掲げる。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（1）本件会社は、令和4年2月24日、事務委任会社に対して、小売販売業の許可の申請（以下「本件許可申請」という。）をした。その予定営業所（以下「本件予定営業所」という。）の所在地は、C地である。

審査請求人は、D地を営業所の所在地として製造たばこの小売販売業を営んでいる者である（以下、審査請求人の営業所を「本件既設営業所」という）。

本件予定営業所と本件既設営業所は、4本の道路を辺とする等脚台形（二等辺台形）の土地の両端に位置（すなわち、この土地を俯瞰して上底（短い辺）を上に見て右端に前者、左端に後者が所在）し、本件予定営業所は、等脚台形の一方の脚に当たる道路、上底（短い辺）に当たる道路及び下底（長い辺）に当たる道路（以下、順に「本件街路1」ないし「本件街路3」という。）に接しており、本件既設営業所は、本件街路2、本件街路3及び等脚台形の脚であって本件街路1とは異なる脚に当たる街路に

接している。本件予定営業所と本件既設営業所との間の距離は、61メートルである。

(小売販売業許可申請書(令和4年2月24日受付)、小売販売業許可調査書(令和4年2月24日受付分)、登記事項証明書)

(2) 事務委任会社は、令和4年3月2日、本件許可申請について実地調査を行い、同月16日付けで、処分庁に対し、本件許可申請に係る書類(実地調査の調査書を含む。)を提出した(以下「本件進達」という。)

(弁明書、小売販売業許可調査書(令和4年2月24日受付分))

(3) 本件会社は、令和4年3月24日、事務委任会社に対して、小売販売業の許可の申請(以下「第2回許可申請」という。)をし、その予定営業所は本件許可申請と同じであった。事務委任会社は、同年4月1日、第2回許可申請について実地調査を行い、同月6日、処分庁に対し、第2回許可申請に係る書類(実地調査の調査書を含む。)を提出した。

(小売販売業許可申請書(令和4年3月24日受付)、小売販売業許可調査書(令和4年3月24日受付分)、審査庁主張書面(令和5年1月13日付け))

(4) 処分庁は、令和4年4月27日付けで、本件会社に対する小売販売業の許可処分(本件許可処分)をした。

(小売販売業許可通知書)

(5) 審査請求人は、令和4年5月17日、審査庁に対し、本件許可処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和4年12月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件予定営業所は、その入口が面する街路(本件街路1)だけでなく、本件街路2にも面しているから、処分庁が本件街路1のみを「予定営業所の面している街路」とし、当該街路からのみ本件既設営業所が容易に認識できるか否かで平成10年大蔵省告示第74号(以下「告示74号」という。)2(9)の規定(以下「本件特例」という。)の適用の可否を判断したことは誤りである。

処分庁は、本件街路2に面する部分は壁で、本件予定営業所を視認する

ことができないため、本件街路2は「予定営業所の面している街路」に該当しない旨主張するが、壁を設置すれば小売販売業の許可が受けられることとなり、既設営業所の既得権益が害されることとなる。また、当該壁の内側には本件予定営業所の来客用トイレが存在し、本件予定営業所の店舗と接合されており、連続性・一体性があるものであるから、当該壁の内側に本件予定営業所があることは認識可能である。他法の解釈基準でも、当該トイレは営業所の一部とみなされるので、本件についても、法の制定趣旨から鑑みても同等に解釈すべきである。

- (2) そして、審査請求人は、本件既設営業所と本件街路2が接する部分に灰皿を設置していること、本件既設営業所の正面には、以前製造たばこの自動販売機を設置していた際にその上部に取り付けてあった蛍光看板が残っていること、本件既設営業所の正面には製造たばこに係るシールやポスター等を貼り付けていること、また、製造たばこの販売を行っていることを示すのぼりを掲げていることからすれば、本件既設営業所が小売販売業を行っていることを認識することができる。

処分庁は、本件許可申請に係る調査の際、本件既設営業所には、本件既設営業所が製造たばこの販売を行っていることを示すのぼりは掲げられていなかった旨主張するが、のぼりは反復継続的に掲げており、処分庁の調査は不十分である。

- (3) 審査請求人が長年に渡り小売販売業を行ってきたことによる小売販売業者としての地域の認知度からすると、審査請求人を保護する必要性は十分にある。また、製造たばこ小売販売許可等取扱要領（平成12年12月27日蔵理第4621号。以下「本件取扱要領」という。）の第2章第一1(2)②ロ(j)の規定（以下「本件取扱い」という。）は広く「看板等」と定めていることからすれば、審査請求人の小売販売業者としての地域の認知度及び上記(2)の物品もこの「看板等」に含まれると解するのが相当である。
- (4) 以上より、本件既設営業所は、本件特例の「既設営業所が、直接、かつ、容易に見えない場合」には当たらないから、本件特例が適用されたことは誤りである。
- (5) なお、本件会社が本件許可申請の後にそれと内容を同じくする小売販売業の許可申請をした（第2回許可申請）際、処分庁は最初に受理した本件許可申請を取り下げさせることなく後からされた第2回許可申請を受理し、

かつ、本件許可申請に対し本件許可処分をしており、処分庁の手続には誤りがあり違法である。また、本件許可申請後にされた第2回許可申請に係る事務委任会社の実地調査結果に基づいて、本件許可処分を正当化することはできない。

(6) 以上により、本件許可処分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見に同じとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

1 本件許可処分について

(1) 本件特例について

法は、既存の小売販売業者の経済的利益の保護を目的として小売販売業について許可制を採用し、また、当該目的のために距離基準による許可制限を設け既存の小売販売業者に対し一定の距離の範囲内での独占的な地位を保障している一方で、告示74号においては既存の小売販売業者に対する影響が限定的であることから距離基準に係る特例が設けられている（熊本地裁平成23年12月14日判決・20及び21ページ参照）。

以上を踏まえれば、本件特例は、予定営業所の面する街路上を往来する製造たばこの消費者は、当該街路から自身が視認できる営業所において製造たばこを購入する一方、当該街路上から小売販売業を行っていることが視認できない既設営業所で製造たばこを購入する可能性が低いことから、当該既設営業所が受ける経済的な影響が限定的であるため距離基準に係る特例として設けられたものと解するのが相当である。

(2) 本件特例における「予定営業所の面している街路」について

本件特例が、製造たばこの消費者は自身が視認可能な営業所において製造たばこを購入することを前提としていることからすれば、本件特例における「予定営業所の面している街路」とは、予定営業所が面している街路のうち、その街路上から製造たばこの消費者が当該予定営業所が店舗であると視認できる街路と解するのが相当である。

本件について見ると、本件予定営業所の面する3本の街路のうち、本件街路1は、本件予定営業所の入口が面しており、当該街路上から製造たばこの消費者において本件予定営業所が店舗であると視認できる一方、本件街路2及び本件街路3については、本件予定営業所の建物の壁が面しており、当該各街路上からは本件予定営業所が店舗であると視認できないので

あるから、本件予定営業所に係る、本件特例における「予定営業所の面している街路」は本件街路1となる。

(3) 本件許可申請に対する本件特例の適用について

上記(2)を踏まえると、本件許可申請に本件特例が適用されるか否かは、本件街路1上から本件既設営業所が小売販売業を行っていることを視認できるか否かに基づき判断すべきところ、本件街路1上からは本件既設営業所が小売販売業を営んでいることは視認できないと認められる。

(4) 以上より、本件許可申請には本件特例が適用されることから、本件予定営業所と本件既設営業所との間の距離を測定せず、本件既設営業所以外の最寄りの既設営業所との間の距離を測定し距離基準を満たすか否かを判断することになるところ、本件予定営業所付近100メートル以内には本件既設営業所以外の既設営業所はないことから、本件許可申請は距離基準を満たすこととなる。

したがって、本件許可処分は法令等の規定に基づくものであるから、違法又は不当ということとはできない。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、本件予定営業所は本件街路2にも面しているから、処分庁が本件街路1のみを本件予定営業所が面している街路と判断したことは誤りである旨主張する(上記第1の3(1))。しかし、上記1(2)で述べたとおり、本件予定営業所に係る、本件特例における「予定営業所の面している街路」は本件街路1であるから、審査請求人の上記主張には理由がない。

審査請求人は、本件予定営業所が視認できるか否かを基準として「予定営業所の面している街路」を判断することとなると、予定営業所が視認できないよう意図的に壁を設置することで本件特例が適用できることとなり、既設営業所の既得権益が害される旨も主張する。しかし、仮にある街路側に意図的に壁を設置した場合、当該街路からは当該壁により製造たばこの消費者から予定営業所が視認できないこととなり、その分当該予定営業所の製造たばこの販売数量の減少が見込まれ、既設営業所に対する影響は限定的となるのであるから、当該街路を「予定営業所の面している街路」としないことは合理的であるといえ、既設営業所の既得権益が害されるなどという審査請求人の主張には理由がない。

なお、仮に「予定営業所の面している街路」が本件街路2だとしても、

本件街路2からは本件既設営業所側面の壁が見えるだけであり、また、当該壁付近に設置されている灰皿については、下記(2)のとおり「製造たばこの小売販売を行っていることを示す」ものではないから、本件街路2上からは本件既設営業所が小売販売業を営んでいることを認識することはできず、本件特例が適用されることとなる(本件街路3についても同様である。)

- (2) 審査請求人は、上記第1の3(2)及び(3)のとおり、製造たばこの消費者は本件既設営業所が小売販売業を営んでいることを認識することができる旨主張する。

しかし、本件取扱いにおける「看板等」は、飽くまで「製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等」であるところ、たばこの灰や吸い殻を捨てるために用いられる灰皿が設置されていることや、かつて設置されていた製造たばこの自動販売機に係る蛍光看板が撤去されずに残っていることは、必ずしも審査請求人が「製造たばこの小売販売を行っていることを示す」ものではない。

また、本件街路1上から製造たばこに係るシールやポスター等を視認することは困難であること、事務委任会社が本件許可申請に係る実地の調査を行った際には審査請求人が「製造たばこの販売を行っていることを示す」のぼりは掲げられていなかったこと、並びに、本件特例の適用の可否は、飽くまで一般的な製造たばこの消費者において「製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等」が視認可能か否かという基準に基づき客観的に判断することが相当であり、本件既設営業所付近における本件既設営業所の認知度という、視認可能か否かと関係のない基準でもって判断することは相当ではないことを踏まえれば、審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、処分庁は審査請求人が「製造たばこの小売販売を行っていることを示す」のぼりを掲げているか十分に調査をしていない旨も主張するが(上記第1の3(2))、本件許可処分は、2回の調査を行い、かつ、2回とも同じ調査結果であったことを踏まえて行われたものであるから、本件許可申請に係る調査が不十分であったということはできない。

- (3) 審査請求人は、本件会社は、本件許可申請の後、それと内容を同じくする小売販売業の許可申請をしている(第2回許可申請)ところ、処分庁は最初に行われた本件許可申請を取り下げさせ、第2回許可申請について処分をすべきである旨主張する(上記第1の3(5))。

しかし、小売販売業の許可については申請の受理年月日が早いものから許可の可否を判定することとされていることからすれば（本件取扱要領第2章第41（1））、先にされた本件許可申請について許可の可否を判定し処分をするべきであることは明らかであるから、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年12月8日、審査庁から諮問を受け、同月22日、令和5年1月12日、同月26日、同年2月2日の計4回、調査審議をした。

また、審査請求人から令和4年12月23日、主張書面及び資料の提出を受け、審査庁から令和5年1月16日、主張書面及び資料の提出を、同月23日、主張書面の提出をそれぞれ受けた。

1 審査請求人の追加の主張の要旨

審査請求人から、上記第1の3の主張のほか、次の主張がされた。

事務委任会社は、本件進達の際、特記事項として「自販機の置き換えのため、一時的に撤去になっている場合や、たまたま、のぼり旗の掲出を忘れていたためなどがあつた場合を懸念しております。本特例の適用には、十分にご注意をお願いいたします。」と記載し注意喚起を行っている。これは、事務委任会社において上記懸念を打ち消すための必要な実地調査をしていないと解するのが相当である。これに対して、処分庁は事務委任会社の特例適用の懸念を十分に認識しておきながら、現場臨場はおろか、当然になすべき懸念を払拭するための具体的な指示（再調査等）をすることなく、机上の書類審査のみで終結し、不作為とも取れる本件許可処分をしたのであって、これは明らかに既設営業所の既得権益を軽視する不当な行政行為である。

2 審査庁の追加の主張の要旨

審査庁から、上記1の審査請求人の主張に対して、次の主張がされた。

本件許可申請は、本件許可処分を行う前に2回の実地調査が行われており、かつ、当該各調査のいずれにおいても本件既設営業所が「製造たばこの小売販売を行っていることを示す」ものが確認できなかったのであるから、本件許可申請に係る調査は十分に行われているといえる。なお、令和3年4月にされた本件予定営業所に係る許可申請の調査（本件既設営業所の同月26日における状況を示す写真）においても、本件既設営業所には、本件既設営業

所が「製造たばこの小売販売を行っていることを示す」のぼり等は掲げられていなかったことからすれば、本件既設営業所がのぼり等を掲げていなかったことは、特記事項に記載されているような単なる掲出の失念であるとは認められず、この点を踏まえても追加の調査を行わないとした処分庁の判断は合理的であるといえる。

3 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

4 本件許可処分の適法性及び妥当性について

(1) 告示74号の定めについて

ア 法は、製造たばこの流通秩序を維持し、財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的として製造たばこの小売販売業について許可制を採用したものであり、その許可基準の一つとして営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合を掲げ、その具体的な内容を財務省令に委ねている（23条3号）。これを受けて、規則は、営業所の位置が不適當な場合の一つとして、劇場内等の営業所その他財務大臣の定める場合を除き、予定営業所の所在地の区分ごとに、所定の範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合を掲げる（20条2号）。そして、告示74号において、上記財務大臣が定める場合をそれぞれ定めている。

イ 告示74号における距離基準及び本件特例についてみると、告示74号は、距離基準として、予定営業所の所在地を地域区分（3区分）と環境区分（5区分）の組み合わせ計13種類の区分に応じ、予定営業所と既設営業所の間が必要とされる距離を表形式で定めるが、この趣旨は、既存の小売販売業者の経済的利益の保護を目的として一定の距離の範囲内での独占的な地位を保障することにあると解され、このような区分に応じて必要とされる距離を設定することに特段不合理的な点はみられない。

そして、この距離基準の例外である規則20条2号の財務大臣が定める場合として、告示74号は、本件特例、すなわち、予定営業所の位置が、繁華街（A）、繁華街（B）又は市街地の場所にあり、予定営業所の面している街路から直接、かつ、容易に既設営業所が見えない場合で、当該営業所以外の既設営業所と予定営業所との距離が上記距離に達している場合を掲げる。そうすると、予定営業所と既設営業所との間の距離が距離基準

を満たさなくとも、本件特例では許可されることになるところ、その趣旨は、予定営業所の面する街路上を往来する製造たばこの消費者は、当該街路から自身が視認できる営業所において製造たばこを購入する一方、当該街路上から小売販売業を行っていることが視認できない既設営業所で製造たばこを購入する可能性が低く、上記三つの環境区分のように、特に往来する消費者が多い環境にある既設営業所においては、当該既設営業所が受ける経済的な影響が限定的であるため、距離基準に係る特例として設けられたものと解され、本件特例を設けることに特段不合理な点はみられない。

(2) 本件許可申請に対する本件特例の適用について

本件予定営業所の所在地は、地域区分は「指定都市」、環境区分は「市街地」に該当し（小売販売業許可調査書（令和4年2月24日受付分））、この地域区分と環境区分に応じ告示74号が定める距離基準は100メートルであるところ、本件予定営業所と本件既設営業所との間の距離は61メートルであるから（上記第1の2（1））、本件特例を適用して本件許可処分をした処分庁の判断について検討する。

本件特例の要件は、①予定営業所の位置が、繁華街（A）、繁華街（B）又は市街地の場所にあり、②予定営業所の面している街路から、直接、かつ、容易に既設営業所が見えない場合で、③当該営業所以外の既設営業所と予定営業所との距離が所定の距離基準に達している場合である。これを本件許可申請についてみると、以下のとおりである。

ア 要件①については、本件予定営業所の環境区分は、上記のとおり「市街地」であるから、当該要件を充足する。

イ 要件②については、まず、「予定営業所の面している街路」とは、本件特例が、製造たばこの消費者は自身が視認可能な営業所において製造たばこを購入することを前提としていることからすれば、予定営業所が面している街路のうち、その街路上から製造たばこの消費者が当該予定営業所が店舗であると視認できる街路と解するのが適当である。そして、本件予定営業所の入口や店内が見えるガラス張りの壁面は本件街路1のみに面しており、本件街路1上から製造たばこの消費者において本件予定営業所が店舗であると視認できる（小売販売業許可調査書一式（令和4年2月24日受付分））から、本件街路1は「予定営業所の面している街路」となる。

次に、本件取扱いは、製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等が見える場合その他消費者が容易に既設営業所の場所を認識できる状

況にある場合においては「直接、かつ、容易に既設営業所が見えない場合」には該当しない旨定めるが、このように本件特例の適用について具体的な基準を定めることは、財務大臣の合理的な裁量権の行使の範囲内であるといえることができる。そして、事件記録及び当審査会に提出された資料をみても、本件街路1からは、本件取扱いに掲げるように、本件既設営業所が「製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等」は見ることができず、「消費者が容易に既設営業所の場所を認識できる状況」も見当たらないし、そのほか本件既設営業所が直接、容易に見える状況も特に見当たらないといえるから、「直接、かつ、容易に既設営業所が見えない場合」に該当するといえ、要件②を充足する。

ウ 要件③については、本件既設営業所以外の既設営業所と本件予定営業所との距離は、告示74号が定める距離基準である100メートルを超えている（審査請求人以外の最寄り営業所（製造たばこ小売販売業許可台帳、住宅地図））から、当該要件を充足する。

そうすると、本件予定営業所は、本件特例の各要件を充足するから、これを適用して本件許可処分をした処分庁の判断に誤りはない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、要旨、処分庁が本件許可申請に本件特例を適用したことは誤りである旨主張する。これを検討すると、以下のとおりである。

ア 本件街路2について

審査請求人は、本件予定営業所の本件街路2に接する部分（壁）は、本件予定営業所の店舗と接合され、連続性・一体性があるものであり、当該壁の内側に本件予定営業所があることは認識可能であることから、本件街路2も「予定営業所の面している街路」であると主張する。

しかし、「予定営業所の面している街路」の意味するところは上記(2)イのとおりであり、本件街路2と接するのは、本件予定営業所の入る建物の壁であって、本件街路2上から、本件予定営業所の店舗であると視認できない（写真台帳）から、審査請求人の主張には理由がない。なお、審査請求人は、他法における営業所の解釈を援用して、本件街路2が接する建物の内部には本件予定営業所の来客用トイレがあることをもって、本件予定営業所は本件街路2と接しているとも主張するが、「予定営業所の面している街路」かどうかは、街路に面する建物の内部に店舗の一部があるかどうかで判断するものではないから、これは、規制の趣旨目的が異なる他

法の解釈を用いた独自の主張といわざるを得ない。

イ 審査請求人が本件既設営業所に設置している物品について

審査請求人は、①本件既設営業所と本件街路2が接する部分に灰皿を設置していること、②本件既設営業所の正面には、以前製造たばこの自動販売機を設置していた際の蛍光看板が残っていること、③本件既設営業所の正面には製造たばこに係るシールやポスター等を貼り付けていること、④本件既設営業所と本件街路2が接する部分に製造たばこの販売を行っていることを示すのぼりを掲げていることから、これらが本件取扱いにおける「看板等」に当たり、本件特例は適用されないと主張する。

しかし、上記①及び②は、製造たばこの小売販売をしている店舗にのみ設置されるものではなく、製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等とはいえないし、③は、本件街路1からその存在又は内容を確認することは難しいから、「製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等が見える場合」には該当しない。また、④は、事務委任会社が行った2回の実地調査の際には確認されていないし（小売販売業許可調査書一式（令和4年2月24日受付分）、小売販売業許可調査書一式（令和4年3月24日受付分））、審査請求人は、のぼりは風の強い日等に一時的に出さないこともあるが反復継続的に掲げていたともいうが、事件記録及び当審査会に提出された資料をみても、本件許可処分以前から継続してのぼりを掲げていた事実を確認することはできない。

そうすると、審査請求人が主張する①から④までの物品の状況は、いずれも製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等が見える場合には当たらず、本件特例の適用の判断に影響するものでない。

ウ 本件既設営業所の認知度について

審査請求人は、本件既設営業所は、長期間営業し、たばこの売り上げが多いことなどから、たばこ販売店としての知名度は極めて高く、その周辺を往来する消費者がたばこを購入する可能性は極めて高いので、本件既設営業所を保護する必要性は十分にある旨主張する。

しかし、本件特例は、「既設営業所が直接、かつ、容易に見えない場合」を要件とするものであって、既設営業所の認知度という、視認可能か否かと関係のない基準をもって判断することは相当ではない。

エ 本件許可処分に係る手続について

審査請求人は、本件会社が第2回許可申請をした際、処分庁は、本件

許可申請を取り下げさせることなく第2回許可申請を受理し、取り下げさせるべき本件許可申請に対し本件許可処分をしており、処分庁の手續には誤りがあり違法である、また、本件許可処分に当たり、処分庁が第2回許可申請に係る事務委任会社の調査結果をも使用した手續は、不当である旨主張する。

しかし、一旦小売販売業の許可がされてしまうと、その近隣では、距離基準との関係上許可を受けることができなくなるのであるから、申請順に処理すべきは当然であるといえる。本件では、第2回許可申請の際に本件許可申請を取り下げる意思表示されたことを示す資料は見当たらないから、本件許可申請を処理すべきであったことは明らかである。

また、事務委任会社の実施調査に関して、製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程（昭和60年4月1日）では、申請の前6か月以内に当該申請の場所について、別の申請に基づき実地調査を行っている場合は、実地調査を省略することができる（16条3号）とされているところ、これは、申請に係る調査結果を当該申請の審査限りのもととはせず、ほかの申請の審査でも活用する取扱いをしていると理解され、そうした取扱い自体、効率的な審査の観点から一概に否定されるべきものではないといえる。そうすると、本件許可申請の審査中に、本件許可申請の1か月後にされた申請であって、当該申請に係る場所が本件許可申請に係る場所と同じであるもの（第2回許可申請）の実地調査の結果が進達され、それも活用して本件許可申請の審査をしたことは、違法又は不当とまではいうことはできない。

オ 処分庁による調査について

審査請求人は、事務委任会社が、本件進達の際に、のぼりの掲出忘れを懸念し十分に注意するよう特記事項として記載したにも関わらず、処分庁がこの懸念を払拭するための措置をすることなく本件許可処分をしたことは不当である旨主張する。

しかし、本件許可処分を行う前に事務委任会社による2回の実地調査が行われ、いずれにおいても、のぼりを始め本件既設営業所が「製造たばこの小売販売を行っていることを示す」ものが確認できなかったというのであるから、本件許可申請に係る調査が不十分なものであったとまではいえない。

カ 小括

上記アないしオのとおり、審査請求人の主張は、いずれも理由がない。
審査請求人は、そのほかにも、るる主張するが、いずれも当審査会の判断
を左右するものではない。

(4) 結論

上記(1)ないし(3)で検討したところによれば、処分庁が本件許可
申請に本件特例を適用して本件許可処分をしたことに違法又は不当な点は
認められない。

5 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問
に係る審査庁の判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹